

令和元年度 山口県体育大会<スポーツ少年団の部>

柔道競技実施要項

- 1 期 日 令和元年9月23日(月・祝)
午前8時30分 受付 午前9時30分 開会式
- 2 会 場 維新百年記念公園 維新大晃アリーナ武道場
- 3 競技種別及び参加基準
 - (1) 試合は個人戦と団体戦
 - (2) 個人戦は、男女別とし、中学1・2・3年、小学5・6年を対象とする。
 - ① 個人戦の参加者数は、各団体について、小学生は、各学年から男女とも4名以内、中学生は、各学年男子は1名、女子は2名以内とする。なお、選手は当該学年であること。
 - ② 小学校の部は、体重別に区分し、数ブロックに分けて行なう。
 - ③ 小中学生共当該スポーツ少年団に加入していること。
 - (3) 団体戦は、男子の部、女子の部の二部とする。女子は男子の部に出場できるが、その場合女子の部には出場できない。団体戦は参加チーム数等により数ブロックに分けて行うことがある。
 - ① チームの編成は単一団とし、基本的に男子の部は、監督1名、選手5名、補員2名とする。女子の部は、監督1名、選手3名、補員1名とする。(特に選手について、男子の部は3名以上、女子の部は2名以上が必要)
 - ② 参加は登録単一団体より、男子の部は1チーム、女子の部は、2チーム以内とする。
 - ③ メンバーの構成は、5・6年の児童であること。ただし、団員数等でやむを得ない場合は4年生の参加を認める。いずれの場合にも、3年生以下の参加は認めない。また、学年別の人数制限はこれを定めないが、体重の重い順に大将から配列する。
 - ④ 選手に欠員が生じた場合、団体選手は補欠から充当し、体重順に再編成する。補欠登録がない場合は欠員とする。
- 4 試合方法及び判定基準等
 - (1) 国際柔道連盟試合審判規定、国内における「少年大会特別規定」、「国際柔道連盟試合審判規定の団体戦への全柔連導入について」(平成29年1月31日 全柔連)並びに本大会申し合わせ事項を適用する。
 - (2) 試合時間は3分間とし、トーナメント戦を原則とする。
 - (3) 勝敗の決定方法
 - ① 個人戦 勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」※1とし、技による評価(技あり)の差がなく、かつ「指導」の差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決する。(延長戦GSは行わない)
 - ② 団体戦 各チーム5名の点取り対抗戦で、勝敗決定の方法は、次のとおりとする。
 - ア 各々の対戦の勝敗の決定方法
勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」とする。
※技による評価(技あり)の差がなく、かつ「指導」の差が1以内の場合は「引き分け」とする。
 - イ 団体戦の勝敗の決定方法(小学生)
 - (ア) 勝ち数の多いチームを勝ちとする。
 - (イ) 勝ち数が同じときは内容(「一本」「技あり」「僅差」の勝ち数)による。
 - (ウ) 内容も同じときは代表戦を1回行い、必ず優劣を決する。代表戦に出場する選手は、「引き分け」の中から抽選で1組を選んで通常の3分間の試合を行う。技による評価(技あり)の差がなく、かつ「指導」差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決定する。(延長戦GSは行わない)

- ※1 「僅差」：技による評価（技あり）の差がなく、「指導」差が2あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
（「指導」数によって勝敗が決する例＝0対2）
（「指導」数に差が出て判定になる例＝0対1、1対2）

- 5 参加資格 2019年度日本スポーツ少年団に登録し、2019年度（公財）全日本柔道連盟に登録していること。
- 6 申し込み方法・（一社）山口県柔道協会から7月上旬に各団体に電子メールで送信する申込書（エクセルファイル）に必要事項を記載し、8月4日（日）までに、下記の両方●に送信等すること。（期限後は受付けない）
- （一社）山口県柔道協会 表題に「県体申込書」と記載し電子メールで申し込むこと。電子メールアドレス **yjk@c-able.ne.jp**
 - 市町スポーツ少年団本部（電子メールや郵送等）

7 その他

- (1) 8月5日以降は、いかなる理由があっても申込みは受付けない。
- (2) 個人戦参加者の体重は正確に必ず記入のこと。
- (3) 各参加団体から審判員1～2名の派遣をお願いします。
- (4) 選手及び指導者は次の事項を順守・了承すること
- ①大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
 - ②大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。（なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること）
 - ③練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること
 - ④当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること
 - ⑤大会中の事故等については、各団体にて加入の保険の範囲内での適用になります。保障内容が不足と思われる場合は、各団体、保護者等にて別途保険に必ず加入して参加すること
 - ⑥大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること